

平成26年度 第2回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成26年6月27日（金） 午前9時30分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：椎野会長、三津橋委員、景井委員、岡本委員、堀江委員、伊関委員、汐川委員、鈴木委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：清水建設指導課都市計画担当課長、岡田主幹、安彦主査

説明員：成田教育委員会生涯学習部学校給食センター長

傍聴者：なし

<南部長>

おはようございます。本日は大変お忙しい中、また、朝早くから、当審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

開会に先立ちまして、何点か事務局より連絡申し上げます。まず一点目、本日の出欠の状況でございますけれども、本日、田中委員、井出委員より欠席の申し出がありました。これによりまして、本日の出席者は8名となり、都市計画審議会条例第5条第1項に規定する委員の二分の一以上の出席となっておりますことから、本日の会議は成立してございます。

二点目、本日の案件でございますけれども、事前説明案件といたしまして、「札幌圏都市計画の変更について」となっております。

三点目でございますけれども、前回の審議会における、傍聴者の状況でございますけれども、2名の方が傍聴されましたけれども、「感想・意見の提出」がなかったことをご報告申し上げます。

なお、本日は前回に引き続きまして、教育委員会生涯学習部学校給食センターの成田センター長が説明員として出席しております。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

<椎野会長>

はい。皆さん本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、「平成26年度 第2回 石狩市都市計画審議会」を開催いたします。本日の議題は、お手元の資料でございます通り、「札幌圏都市計画の変更について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いしたいと思います。これとをまとめてご説明いただくということによろしいでしょうか？

<清水課長>

はい。

<椎野会長>

では、よろしくお願いいたします。

<清水課長>

それでは、こちらの画面のスライドの方でご説明申し上げたいと思います。私から都市計画の変更について、ご説明いたします。地区はご覧の「石狩都心地区」と「花川北地区」でございます。都市計画は、用途地域と地区計画です。用途地域は、一つの市域内で1案件に取りまとめます。また地区計画につきましては、花川北、石狩都心の地区別の2案件となります。

花川北地区については、これまで説明していることから、今回は、石狩都心地区を中心に説明いたします。まずは、今回の変更する地区で予定している、学校給食センターの現状についてご

説明いたします。現在、本市には、花畔の市街化調整区域にあります学校給食センターと、花川北中学校に併設されております第二給食センターの2つの施設がございます。これ以降は、花畔の方を第1センター、北中の方を第2センターと呼ばせていただきたいと思います。これは、先ほどの図を第1センターを中心に拡大したものでございます。ここは、市街化調整区域ですが、学校給食センターは、都市計画法の許可不要の公共公益施設に該当しますことから、この場所に立地出来ているところでございます。この写真は、第1センターの様子を撮影したものです。第1センターは、平成元年の建築で、25年経過しており、老朽化が進行してきております。

これは、第2センター付近の用途地域図ですが、第2センターは、花川北中学校と、渡り廊下で繋がっております。この場所の用途地域は第一種中高層住居専用地域となっております。この写真は、第2センターの様子を撮影したものです。第2センターは、昭和52年の建築で、36年経過し、老朽化が著しく進んでいます。以上、両施設とも老朽化しており、施設の更新が緊急の課題であることが、おわかりいただけるかと存じます。

次に施設の更新にあたっての検討でございますが、まずは、現位置での建替えという方法がございます。しかし、施設を稼働させながらの建替えが条件となりますことから、両施設とも敷地に余裕がなく、特に第2センターは周辺への敷地拡張も無理な状況でございます。このことから、二つのセンターを統合し、別な場所に新築する計画となりました。

候補地としては、第1センター周辺の土地も考えられますが、市街化調整区域ということもあり、新たに下水道施設の整備などセンター建築費以外のコストがかかること、また、今回の計画では食育センターとしての機能をあわせもちますことから、市民の皆さまが利用しやすい場所に立地することが望ましいと考え、今回の場所が選定されました。

市の都市計画マスタープラン、都市マスにおきましては、重点地区・拠点の整備方針の中で、公共施設の集積による「市民サービスゾーン」の整備を掲げ、市役所、市民図書館、りんくる周辺を「市民サービスゾーン」とし、地区計画の名称は「石狩都心地区」としております。この図は、都市マスにおける住宅ゾーンの方針図でございます。赤の破線で囲まれた地区が市民サービスゾーンに位置付けられております。

ここからは、この場所に学校給食センターを立地するための、都市計画上の検討でございます。学校給食センターは、建築基準法による分類では、工場に該当します。工場は、床面積、今回の場合は調理場面積でございますけれども、150㎡以上となると工業系の用途地域にしか立地できません。このことから、現在の用途である第1種住居地域から、少なくとも準工業地域に変える必要がございます。この図は、先ほどの市民サービスゾーンの用途地域図です。学校給食センター建設予定地は、現在は、周辺と同じ黄色で表わされます第1種住居地域でございますけれども、あらたに紫の準工業地域に変更します。この表は、建築基準法の別表第2に規定されます、用途地域別に立地可能な建築物をお示したものでございます。これを拡大したお手元のA3の表をここからご覧いただきたいと思います。折り込みでカラーのA3の一枚目の表を見ていただきたいと思います。それが今、スライドに表現しているものと同じものでございます。これをパッと見ていただきますと、準工業地域は、工業系だけではなく、左にあります遊戯施設や風俗施設まで立地が可能な用途地域になっております。これを見ていただくとそれがおわかりいただけるかと存じます。

再びスライドの方をご覧いただきたいと思います。そこで、石狩都心地区地区計画の地区の細区分に、あらたに学校教育施設、生涯学習施設等の立地が図られる地区として教育支援地区を設け、この地区にふさわしい建物が立地できる制限としました。

お手元の資料にある用途地域と地区計画との関係を示した表を再びご覧いただきたいと思います。先ほどの大きな部分の二枚目の方でございます。用途地域に関する表とセットになっています。この表の中で、左側の用途地域による制限に、右側の地区計画に制限を上乘せすることにより、建築できる建物が決まります。現在の規制では、用途地域の第1種住居地域に対して、地区

計画の住居C地区では、用途上の制限を上乗せしておりません。それによりまして用途地域どおりの建物を建てるのが現在出来るようになってございます。それで右側の方ですが、変更後の規制では、用途地域の準工業地域に対しまして、地区計画の教育支援地区の制限を上乗せすることにより、建築できる建築物は大きく制限されるところでございます。また、表中、赤で縁取りされているものが立地を認める建物でございます。まず、店舗でございます。備考欄に飲食店(規則)とございます。これは、後ほど説明いたしますが、規則で定めるものでございます。給食センターで、市民の皆さまに給食メニューの試食を提供する際に、料金をいただくことを想定していますが、これは建築基準法では飲食店に分類されることとなりますことから、立地を認めようとするものでございます。

次に、劇場、映画館、演芸場、観覧場でございます。備考欄に集会場(規則)とございます。これは公民館のことを想定しているところでございます。公民館という用語は、建築基準法の用語にはございませんことから、不特定多数が収容することが出来ることから、集会場というような取り扱いになり、集会場は、この劇場などに分類されるところでございます。

次に、図書館等でございます。備考欄に図書館、博物館(条例)とございます。これも後ほど説明いたしますが、条例により定めるものでございます。

最後に、危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場でございます。ここの、備考欄にありますとおり、学校給食センターがこれに含まれ、規則で定めるように考えているところでございます。

それでは、都市計画と条例と規則の関係について、この図に基づいて説明いたします。左半分が都市計画法、右半分が建築基準法でございます。左半分の部分を、本審議会で審議いただいております。右半分につきましては、議会などで審議をいただき、議決をいただいて決定することになってございます。都市計画法により、地区計画を定め、建築物の用途を制限できますが、地区計画に定められた内容について、より強制力を高めるため、本市では右側の建築基準法に基づく条例、規則を併せて定めております。今回の地区計画の変更では、教育支援地区に「建築できるもの」を規定しています。しかし、右側の条例の方では逆に「建築してはならないもの」としてありますことから、両者では表記の仕方に違いが出ていますところでございます。同じことを言っているのでも、表記が変わっております。左側の地区計画の教育支援地区の規定でございますけれども、「図書館、博物館その他市長が定めるもの」としてあります。地区計画の変更を受けまして、右側の条例の改正も合わせて行いますが、「図書館、博物館その他市長が定める建築物以外のもの」とし、「市長が定める建築物」は条例の下にございます規則で定めます。条例改正には、パブリックコメントと市議会の議決が必要でございまして、また下の規則改正にも、パブリックコメントと市長の意思決定という議決が必要となっております。この3つが組み合わされることによって、図書館、博物館のほか、集会場、学校給食センター及び飲食店が、立地できる地区になるものでございます。

ここからは、前回の審議会で質問がありました、建設予定地と住宅地についてご説明申し上げます。この図は建設予定地周辺の、建物の用途別に色分けした図でございまして、黄色に着色した部分が住宅が建てられる、現在も存在している区域でございます。敷地の端から住宅までの最短距離は、北側が川を挟んで約70m、南西側につきましては市長公宅を除きますと約90mとなっております。このことから、住宅地への影響は軽微であるというふうに考えているところでございます。

次に、給食センターが、比較的、住宅地に近接している、あるいは立地している事例を紹介したいと思います。小樽市の事例でございます。小樽市の給食センターは、平成25年の昨年6月に完成し、一日に9,000食を配食してございますけれども、騒音振動及びにおいについては特に心配される事例はないというふうに聞いていますところでございます。

これは、その学校給食センターの近隣の様子を航空写真でございまして、敷地の端から

住宅までは、約70mとなっております。このことから、先ほど見ていただいた図面でございますけれども、給食センター建設による近隣への影響は、軽微であると判断できるというふうに考えておりますので、本日欠席でございますけれども、井出委員から質問のありました、近隣住民への説明会等の開催につきましては、現時点においては考えておりません。

また、前回、汐川委員からハザードマップに関するご質問がございました。で、この建設予定地は津波及び洪水浸水想定区域には含まれておりませんので、問題ないというふうに考えているところでございます。

次に、花川北地区と石狩都心地区、二つの両地区の原案の縦覧の結果についてご報告申し上げます。4月18日から5月2日までの2週間で、花川北地区について1件の意見がございました。新たに立地できることとなる、建具屋などからの騒音が心配とのことでした。お手元の資料にございますとおり、使用できる原動機の出力の合計が0.75kw以下、馬力で申し上げますと一馬力以下というふうになっておりまして、日曜大工で使用する原動機1台相当程度の数値でございますことから、一般的な事業者が生業としていくことは難しいというふうに思われます。また、現行の地区計画におきましても、同じく0.75kw以下の原動機を使用できるアトリエや工房の立地を認めておりますことから、今回の兼用住宅における建具屋などを除く必要はないというふうに考えており、意見提出者に対しましても、その場でご説明させていただき、納得していただいたところでございます。

私からの説明は以上でございますが、ここで成田学校給食センター長から、石狩市学校給食センターの新設に関するパブリックコメントに寄せられた意見と結果検討について、説明してもらいたいと思います。

<成田センター長>

給食センター長成田でございます。よろしく申し上げます。石狩市学校給食センター新設に関するパブリックコメントを4月10日から5月9日まで行いました。このパブリックコメントにあたりまして、前回の第1回の審議会で資料として配布させていただきました、石狩市学校給食センターの整備についてというものが、資料としてあったと思いますけれども、これを市民に広く公開しまして、これについてパブリックコメントで意見を募集したところでございます。その結果、この期間中意見提出があったのは、お一人からでございます。その内容につきましては、この本日お配りの資料の裏面に記載しております。裏面に、パブリックコメントに寄せられた意見と検討結果ということで、お一人からの意見なんですけれども、意見の趣旨は概ね3点ございました。

1点目は食の安全・安心について、重要ですけども耐用年数がある以上、2つの施設を効率化して一か所に建設することは妥当であるというご意見でした。これにつきまして、私ども教育委員会が検討した内容が、右の欄に書いてございます。サービス対応するために早期に整備をすすめていくことが必要と考えているということでございます。

2点目の意見ですけども、これは栄養士が何故道職員の身分なのかということの投げかけでございます。このことについて考えてみるべき事項ではないかというご意見でございまして、これに対しての聴取の検討内容っていうのが、このように右の欄の記載の通りでございまして、今後の課題に対する具体的検討を踏まえて、総合的に検討して参りたいと考えているところでございます。

3点目のご意見、店先には出回らないハネ品の活用を考えて欲しいということで、これについては私どもは一般的なハネ品は計画的な定量の確保、それから調理及び洗浄などにおける課題等がありますことから、センター方式の給食で調理におきましては、使用は難しいと考えているところでございます。一方で、その地元食材の活用については、今後とも積極的な活用に向けて検討して参りたいという所存でございます。パブリックコメントにつきましては報告は以上でござ

います。

< 清水課長 >

会長、よろしく申し上げます。

< 椎野会長 >

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局から説明をいただきました。それでは審議に移らせていただきます。

委員の皆さまは何かご質問・ご意見等ございませんか。

< 伊関委員 >

はい。給食センターが、学校の方に給食を配食するのに、車の台数とかはどのぐらいで、どういうルートで通るのかなって、隣の図書館にも人は来るし、市長公宅の方では子育てとかやっているの、どういうルートで考えているのかをお聞きしたいのですが。

< 成田センター長 >

はい。新センターに場所が移転後も、配送トラックの台数は基本的に変わらないものと今考えております。今現在も4台のトラックで市内の小中学校に配送しております。今後も4台でございまして、今新しい場所で配送トラックの他、朝の例えば食材仕入れ関係で野菜ですとか肉とか色々ありますけども、そういった納入のトラックもあります。で、そういったことも含めると、1日述べ回数も10台換算としたいところでもありますので、まず交通量としては極めて少ないものと判断しております。配送ルートもそれほど今現在と大きく変わるものではないと考えているところでございます。以上です。

< 伊関委員 >

こっち側は通るんですか。市長公宅のほうですよ。

< 成田センター長 >

そうですね、今のところは市長公宅の前の道路を通過して、道道に出る形になります。

< 椎野会長 >

よろしいですか。

< 伊関委員 >

はい。

< 椎野会長 >

他はいかがでしょうか。

< 岡本委員 >

はい。衛生管理上の問題なのかもしれないですけども、数年前空知の方の町で給食センターで、食中毒みたいな形になって一斉に止まってしまったというような話があったと思うんですが、2か所を1か所にする際、そういうことには、どの程度留意されていくのかってことを一応確認出来ればと思います。

<成田センター長>

はい。いわゆるリスク管理になろうかと思えますけども、まず通常稼働時の生産ラインで不都合が生じた場合は、あらかじめ提供不可となることがわかっている場合は、事前に各小中学校に連絡をして、例えば授業日程の調整をしていただくですとか、それからもっと余裕がある時には保護者に事前説明によって弁当持参とか、そういった対策なども考えられるんですけども、一番困難なケースで、かつ一番発生可能性が低いものなんですけども想定されるのが、日常の調理作業中に、突然不測の事態が発生して、その日の給食提供が困難となった場合でございます。そうした場合、5000食規模ですので、その当日になって給食の停止とか、代替の給食の提供が、調達が困難だと考えております。で、そのような場合のもっとも困難な場合の対応策としては、給食用非常食というのが市販されていますので、それを備蓄しておいて、それを使うっていうのも考えてはおりますけども、そういったことの具体的にどういう対応を取るかっていうのは、今後内部で検討して、さらにその給食センター運営委員会とかそういったところに通じて、市民の意見を伺っていかうと考えているところでございます。

<岡本委員>

はい。ありがとうございます。

<椎野会長>

他はいかがでしょうか。私の方から確認させていただきたいんですが、こちらの大きい紙の2枚目の方でご説明いただいた、石狩都心地区の用途制限、地区計画の変更なんですけど、まず左の現在の規制として用途地域が第1種住居地域であると。で、こちらを準工業地域に変更すると。これの理由としては、現存の第1種住居地域では給食センターの立地が出来ないので、それを準工業に変更すると。しかしながら準工業に変更すると、1枚目にございます通り、遊戯施設ですとか風俗施設、そういったものの規制緩和になってしまうというふうなことから、それを回避するために、その用途地域の上に地区計画を上乗せをして、それを教育支援地区という名前で上乗せをすると。という形を取ることによって、結果として地区の規制を従前よりも厳しくなるというふうな理解でよろしいでしょうか。

<清水課長>

はい。今、会長がおっしゃられたとおりでございまして、私どもとしてはこの教育支援地区という新たな地区計画の考え方に沿って、出来るだけそれに特化したものだけに限定していきたいなど。そういうことで良好な環境を守りつつ、既存の図書館あるいはこども未来館との連携を計っていきたいというふうに考えているところでございます。

<椎野会長>

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。特にございませぬか。よろしいですか。

<汐川委員>

はい。確認です。この既存のところの、学校給食センターの規則の下の方に書いてます、作業場の床面積50㎡以下に制限がありというふうに書いてあるんですけど、これは学校給食センターは、先ほど150㎡とかいうふうに聞いたんですけども。

<清水課長>

はい。これはちょっと誤解を招きそうな表現になってしまっていて申し訳ございません。この左の方に書いてというのが二か所ございます。その部分の表現をしているところでございます。これは

学校給食センターが50㎡以下ということではないということ、申し訳ございません。実際にこれから設計に入りますけれども、2000㎡を超えるような規模になってくるといふふうにイメージは持っているところでございます。

< 椎野会長 >

今のところで、変更後はその黒塗りの三角になっていますが、その三角は一定の条件のかけられる用途と。その一定の条件の中にその床面積の条件は、これで満たしているといふふうに考えてよろしいでしょうか。

< 清水課長 >

はい。ここの三角の意味は、学校給食センターという項目を、規則でうたい込むという部分で、この左側に書いてあります危険性や環境悪化させる恐れが非常に少ない工場という、いくつか想定されるものの、この給食センターだけを認めようという部分で、面積については無制限という形で考えております。基本的には準工のところにまるがついてございますけれども、これは無制限ということですよ。

< 椎野会長 >

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

< 岡本委員 >

はい。先ほどの、A3二枚目のものの説明でわかったんですけども、都市計画的には住居系の用途の真ん中に工業系の色が塗られるっていうのは、とても不自然なので、なかなか印象が都市計画の立場としては、印象があまり良くないんですけども、こういうことっていうのは今後発生する可能性がある、もしくは他の都市でそういうことがあるということが、もしあれば教えてください。

< 清水課長 >

はい。実は資料の中で用途地域指定基準というのがございまして、私ども今回、今岡本委員がおっしゃられましたように、住居系の中に準工業、要するに工業系の用途が入るというのは、やはり非常に都市計画的には不自然な状況になりますことから、やはりこれは一定のルールを決めないといふ限りなく広がってしまって、先ほど懸念されているような遊戯施設だとか風俗施設的なものなんかも出来てしまう、あるいは工場とかが住宅地の中に混在していく可能性も心配されるところでございますので、この用途地域指定基準を、10ページをご覧くださいと存じます。お手元でございますでしょうか。準工業地域ということで、今回この新たに住宅系の中に準工業を定めるにあたりまして、私どもこの基準を新たに追加してございます。(1)の指定区域のうち、
、
、
までは今までございました。準工業はここに書いてあるように、
、
のルールで定められているところでございますけれども、今回
を追加いたしまして、計画的に公共公益施設の誘導を計る区域で、周辺住環境に支障のない施設が立地する区域については指定してもいいのではないかと。まず、それがひとつです。もうひとつ(2)、配置規模等でございます。これの
でございます。の部分で、(1)の
に該当する場合はおおむね1ヘクタール以上の規模とすること。これによりまして、二重の縛りをつけることで、例えば今都市計画法に提案制度がございまして、ある民間事業者が例えば自分の200㎡の土地を準工業にしてくれて言った時に、この基準を満たさないということで、その提案はお受けできませんということで、整理できるのかなといふふうに思っていますので、そういった形でいけば、岡本委員がご心配されているような、今後色んなところに展開されるといふ部分についてはあまり考えられないのかなと。それと、

それは公共についても同じことかなというふうに思っております。今現時点においては、たまたま給食センターというものが準工を必要であったと。将来的には、例えば作業場とか工作室だとかそういったものが必要となるような公共施設も出てくる可能性もございますので、そういったもの以外をどこか別なところに誘致していくというのは、今のところは想定されませんので、むしろここに、今回想定します教育支援地区、これを例えば新たな計画が出てきた時に、区域をエリアを拡大してそういったものが収容出来るような形っていうのが、今後も考えられるっていうふうには考えていますけども、どこかまったく別なところに飛び飛びでこういったものが、たくさん出来るっていうふうには考えておりません。あと、他都市の部分でございますけども、お話として今、道の都市計画課にお聞きしたところ、やはり給食センターが先ほど申し上げましたように、工場という扱いに、どうしてもなってしまうという建築基準法でそういうような扱いになるということで、やはり苦労されているというのは聞いておりますけれども、具体的にそれも今回のように準工に変えたっていう事例があるっていうところまで情報は掴んでいるところではございません。以上でございます。

< 椎野会長 >

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

< 岡本委員 >

はい。

< 清水課長 >

ちなみに、先ほど事例でお見せしました小樽市の部分は、工業地域です。そして、すぐ横に住居系の用途が隣接しているという、だから中抜けというよりも、工業ゾーンがちょっと帯状にあって、その端に給食センターがあって、すぐ横から住居系が繋がっていくという、中抜けではございませんけども、隣接しているという配置状況です。建物と住宅の関係については先ほどお見せしましたように、70mですからほぼ同じような関係性にはなっているのかなと。

< 椎野会長 >

先ほどのご説明ですと、今回準工業地域に用途変更をしたのは、あくまでもその給食センターを立地させるための特別な措置というふうな位置付けで、今後その準工業的な土地利用を推進していくような方向ではなく、用途の純化はあくまで守りつつ、今回はその特別な措置というふうなとらえ方でよろしいでしょうか。

< 清水課長 >

はい、結構です。

< 椎野会長 >

他はいかがでしょうか。それでは特になければ、審議の方は以上にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

< 椎野会長 >

ありがとうございます。それでは事務局の方から、今後のスケジュールについてご説明をお願いしたいと思います。

<岡田主幹>

はい。それでは今後のスケジュールを私の方からご説明いたします。順に説明いたしますけれども、6月の下旬に都市計画審議会で、本日でございますけれども事前説明をし、そのあとに北海道に事前協議を行います。7月の下旬になりまして案の縦覧を2週間行います。その後、8月上旬になりますけれども都市計画審議会で諮問・答申を考えております。その後9月上旬に北海道を協議を行い、その後変更告示を行いたいと思います。私からは以上でございます。

<清水課長>

これに補足して日程を調整させていただきたいと思いますが、8月上旬に次回都市計画審議会の諮問・答申ということで、事務局としては会長のご都合を聞いたところ、8月11日になんとか開催させていただければなというふうに思っているところでございます。他の委員の皆さまにおかれまして、8月11日になんとか予定が空いておりましたら入れていただきたいなど。開催につきましては、午後開催ということで、本日は朝早くで申し訳ございませんでしたけれども、次回は14時ぐらいの開催で考えたいと思いますけれども、本日お越しの委員の皆さまにおかれましては、都合の悪い方はいらっしゃいますか？大丈夫でしょうか？

(「はい」の声)

<清水課長>

そうしましたら8月11日月曜日になります。月曜日の14時ということで、また改めてご案内させていただきます。それと、もうひとつ補足でございますけれども、本日お配りしている計画書、今日は中身の部分を一切説明しませんでしたけれども、次回これに基づいて変更点を中心に、また変更点のみならず特に地区計画につきましては、全体のコンセプトなんかも書かれていますので、改めてその部分もちょっと触れさせていただいた上で、変更点を改めてご説明させていただいて、それで諮問という形で取り進めさせていただければなというふうに思っていますので、次回また内容が大きく変わらないつもりでございますけれども、この部分をまた次回持ってきていただければ幸いです。よろしく願いいたします。以上でございます。

<椎野会長>

はい。ありがとうございます。スケジュールについてよろしいでしょうか。その他事務局から何かご連絡はございますか？よろしいでしょうか。

<清水課長>

はい。

<椎野会長>

それでは本日は少し早いですが、以上を持ちまして閉会させていただきたいと思いますが、最後の議事録の確認・確定でございますが、会長の私と景井委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<景井委員>

はい。

< 椎野会長 >

ありがとうございます。それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。ご審議いただきましてありがとうございました。

平成26年 7月12日 議事録確認

石狩市都市計画審議会

会 長 椎 野 亜紀夫 _____

委 員 景 井 新 一 _____